

小牧市こども計画中間見直し（案）パブリックコメントについて

令和8年7月22日から8月21日までパブリックコメントを実施しましたところ、7名の方から14件のご意見をいただきました。今回の中間見直しについては、教育・保育等の量の見込みにおいて一定の基準を超える変動があった場合に計画の見直しが必須とする国の指針に基づき、新たな制度の開始や学校再編といった本市を取り巻く環境の変化に対応するため、令和8年度中に実施する必要があるものです。また、これにあわせ、児童館運営の今後の方針など、市の重要施策の内容も見直し案に盛り込み、広く市民の皆様のご意見を伺うために実施したものです。いただいた貴重なご意見は、本市の今後の参考とさせていただきます、こども施策の推進に活用させていただきます。

| 人数 | 件数 | こども計画の関連部分                                                                         | 意見の要旨                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 市の考え方                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|----|----|------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1  | 1  | P.63（4-2-8）<br>こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）                                               | <ul style="list-style-type: none"><li>・現行の月10時間の上限では、3時間×3回、または5時間×2回で終わってしまい、普段の園生活と同じ豊かな経験を子どもにさせるには少なすぎる。</li><li>・「働いていなくても・働けなくても、同じ体験をたくさんさせてあげたい」という保護者の願いに応えられるよう、利用時間のさらなる拡充が望まれる。</li><li>・利用にあたっての持ち物の支度や、昼食・おやつ準備の手間に対し、支給時間が短い。そのため、結果的に自費で「一時預かり」を選んで時間を延ばす保護者も少なくない。</li><li>・「質の良い保育の確保」や「財源・人員の確保」という課題に対し、実際に利用している保護者へのアンケート実施や、全方位に負担の少ない方法を多角的に協議する必要がある。</li><li>・未満児を家庭で育てる親も、就労中で預けている親と同様に「一人の時間を持ちたい、家事を進めたい」というニーズやリフレッシュの必要性を抱えている。</li><li>・子ども・保護者・周囲の人々がすべて、のびのびとした毎日を送れる社会の実現を目指すべきである。</li></ul> | こども誰でも通園制度の詳細な運用方法については、国制度に基づき実施しております。いただいたご意見につきましては、多様なニーズに応える子育て支援施策事業を推進するための参考とさせていただきます。                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 2  | 2  | P.45（2-2）<br>児童館の施設整備の基本的な考え方②今後の施設整備の方向性                                          | <ul style="list-style-type: none"><li>・児童館について「中学校区に1か所を目安として整備する」という画一的な方針ではなく、実際に子どもの数が増加している地区や新築住宅が増えている地域にこそ、柔軟に増設すべき。</li><li>・味噌地区内でも、味噌児童館が岩崎方面にあるため、文津や本庄の子どもたちにとっては利用しにくい環境にある。</li><li>・中心部（こども未来館や中央図書館周辺）と郊外とで、子どもの行く先（居場所）の数に不公平感がある。</li><li>・文津地区などに新しい公園が整備されているものの、日差しを遮る屋根等がないため、夏場は誰も遊べず「子どもの行く場所がない」状態となっている。</li><li>・新たな児童館の整備だけでなく、身近にある地域の公共施設（公民館など）を活用し、特に夏休み期間中の開放を行うことで、建物を有効利用しつつ子どもたちの交流の場を確保してほしい。</li></ul>                                                                                      | 本市の児童館は、中学校区に1か所を目安に順次整備を進め、すでに市内全ての中学校区に設置が完了しています。身近にある地域の公共施設等を活用した子どもたちの交流の場やクーリングシェルターの確保に関するご意見につきましては、今後の事業実施の参考とさせていただきます。                                                                                                                                                                                                                   |
| 3  | 3  | P.12資料<br>P.62（4-2）<br>幼児教育・保育サービスの充実                                              | <ul style="list-style-type: none"><li>・「園が決まらないと採用されない」一方で、「求職中では点数が低く、第10希望まで書いてもすべて落ちる」という悪循環が発生している。</li><li>・表向きの「待機児童数ゼロ」という実績の陰で、こうした書類上カウントされない不承諾家庭（隠れ待機児童）が存在する現実を知ってほしい。</li></ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 保育園等の利用調整については、定められた基準に基づき、公平性かつ適正に実施しております。いただいた意見は、保育サービスの充実を図る上での参考とさせていただきます。                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|    | 4  | P.50（3-1-2）<br>一般型一時預かり事業（一時保育）                                                    | <ul style="list-style-type: none"><li>・申込において、就労有無で受付時期に差（就労者は2か月前、非就労者は1か月前）があるため、非就労者が申し込める時点ですでに枠が埋まり、利用できない構造になっている。</li></ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|    | 5  | P.63（4-2-8）<br>こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）<br>P.124 量の見込みと確保の内容（17）乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度） | <ul style="list-style-type: none"><li>・保育士の人員確保などの課題から、新制度が始まっても「預けたいのに預けられない」という同様の事態が起きるのではないか。</li><li>・新制度の実施にあたっては、制度の形骸化を防ぎ、特に専業主婦等の家庭であっても実際に利用できるよう、公平で具体的な運用方法を徹底的に検討すべき。</li></ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | こども誰でも通園制度は、就労要件等を問わず利用できるとともに、すべてのこどもの育ちを応援することを目的とした制度となります。今回の中間見直し案は、主に事業の「量の見込み」等を計画に位置付けるものとなりますが、ご指摘いただいた実効性のある保育士確保策や、すべての対象家庭に行き届く公平で利用しやすい制度運用は、今後の制度を円滑に実施する上で不可欠な重要な視点であると認識しております。いただいたご意見につきましては、より良い子育て支援体制の充実に向けて、今後の具体的な事業実施や制度運用の参考とさせていただきます。                                                                                     |
| 4  | 6  | P.60（4-1）<br>保育園の適正配置・整備の基本的な考え方④保育園の適正配置 iii西部地区                                  | <ul style="list-style-type: none"><li>・北里保育園、藤島保育園の統合民営化について。計画の見直しの理由で、「R13.14年度末で正規保育士20人が退職予定だから、R14年度末までに民営化を進め、公立園の保育士を確保する必要がある。」とかいてあるが、退職者の補充は新規に採用すべきだ。</li><li>・0-2歳児の保育要望が増えていることから、藤島保育園は継続すべきではないか。</li></ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 本計画に、ご指摘の計画の見直しの理由は記載しておりません。保育士の確保並びに多様な保育ニーズに対応するための保育園の適正配置・整備を検討するにあたり、いただいた意見を参考とさせていただきます。                                                                                                                                                                                                                                                     |
|    | 7  | P.45（2-2）<br>児童館の施設整備の基本的な考え方②今後の施設整備の方向性                                          | <ul style="list-style-type: none"><li>・こども未来館の指定管理と財団設立の必要性が分からない。</li></ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | こども未来館は多くの職員と運営費を必要とするため、これまで効率化に努めてきましたが、直営と委託が混在する運営には限界がありました。開館から6年目を迎え、運営ノウハウも蓄積されたことから、さらなる効率化を図るため全館を指定管理へ移行することとしたものです。移行に当たっては、現在のこども未来館運営を継続・発展させるとともに、不登校やひきこもりなどの相談支援を行う「（仮称）こまき子ども・若者総合相談センター（以下「センター」という）の運営や、こども食堂支援などを一体的に担う「（仮称）こまきこども若者財団」の設立を検討しており、この財団を指定管理者として任意指定することで、未来館と子ども・若者支援施策を一体的に運営し、縦割り行政を超えた切れ目のない支援体制の構築を目指すものです。 |

| 人数 | 件数 | こども計画の関連部分                                                                           | 意見の要旨                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 市の考え方                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|----|----|--------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 5  | 8  | P. 63（4-2-8）<br>こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）<br>P. 124 量の見込みと確保の内容（17）乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度） | ・P63およびP124において、事業内容や量の見込みの説明に留まっており、新制度導入の目的や課題認識が不明確である。<br>・目的が示されないままでは、「隠れ待機児童」や「育休退園」、「きょうだい別園」といった既存課題との優先順位が判断できない。<br>・0～2歳児の保育料無償化以降に顕在化した新たな課題と、新制度との整合性を計画本文に明記すべき。<br>・保育士の確保状況や、既存需要に対する供給余力など、地域の実情をしっかりと見極めた上で、バランスの取れた運用を行うことを強く要望する。                                                                                                                                                                                                                                           | 今回の中間見直し案は、国のこども誰でも通園制度に基づき、小牧市における「量の見込み」や「確保の内容」を計画に位置付けるためのものとなります。こども誰でも通園制度は、保護者の就労要件等を問わず利用できるとともに、すべてのこどもの育ちを応援することを目的とした制度であり、既存制度を補完する位置づけではありませんが、いただいたご意見につきましては、多様なニーズに応える子育て支援施策を推進する上での参考とさせていただきます。                                                                                |
|    | 9  | P. 71（6-2）<br>結婚を希望する人への支援                                                           | ・結婚は個人の自由な選択であり、これを少子化対策の独立した目的とすることは、「結婚が妊娠・出産の大前提」という価値観の押し付けになりかねない。婚姻数の増加を政策効果（成果）として測定することも、その性質上そぐわない。<br>・出会いの機会提供などを一律に否定するものではないが、「若者がライフプランを主体的に描けるよう支援する」という上位の目的を達成するための手段として再位置づけすべき。<br>・表題等の「希望する人が」という表現が、妊娠・出産の記述にもかかっているように読める。これにより、「望まぬ妊娠であっても育てる意思を持つ母子」などが支援の対象外であると誤解される懸念があるため、表現の修正を強く要望する。                                                                                                                                                                             | 今回の中間見直し案は、国の基準に基づき必要な修正に合わせて市の重要施策を新たに盛り込む見直しとしています。現行計画の表現についてのご意見につきましては、次期計画策定時の参考とさせていただきます。                                                                                                                                                                                                 |
|    | 10 | P. 75（6-4-1）<br>こども・若者やその家族に対する相談支援<br>P. 73（6-3-8）<br>いじめ・不登校対策事業                   | ・（仮称）「こまき子ども・若者総合相談センター」を設置する方向性自体は、良い取り組みとして評価する。ただし、現状の計画では、ひきこもり・ニート・進路の悩みへの対応が中心となっており、どうしても「自立や労働への足掛かり」としての支援という色彩が強く感じられる。現状の記述のままだと、センターの利用対象者が「子ども・若者本人」ではなく、「保護者などの大人」であるように読めてしまう。<br>・現在、学校教育課や保健センターなど担い手や窓口が分散しており、単一の枠組みでは対応しきれない。<br>・いじめ・不登校・ひきこもり・性の悩みなどは複雑に絡み合っているため、まず心と体に向き合う機会が必要。総合相談窓口が、ユースクリニック的な機能（プレコンセプションケア等を含む心身の相談）も含めて包括的に受け止め、当事者に伴走する場であることを明確にすべき。心理的孤立は自殺リスクにも直結するため、人間関係や心身の悩みに寄り添える体制づくりが急務。<br>・いじめ・不登校対策事業は学校教育課の単独所管ではなく、関係課がしっかりと連携する体制へと見直すことを強く要望する。 | いただいたご意見を受け、見直し案の現状と課題の表記を整理し、設置する背景等を補足し、センターの利用について誤解がないよう計画の記載を修正いたします。また、こども・若者を取り巻く課題は複雑化・多様化しており、いじめ、不登校、ひきこもり、人間関係、心身の不調など、複数の課題が相互に関連するため、教育、福祉、保健などの分野を横断し、関係部署や関係機関が連携しながら、一人ひとりの状況に応じた支援につなげていくことの重要性は認識しております。いただいたご意見につきましては、今後のセンターの運営において参考とさせていただきます。                             |
|    | 11 | P. 73（6-3-11）<br>生と性のカリキュラム                                                          | ・取組内容の「世界でかけがえのないたったひとつの大切な命であることを自分自身が知り」という理念は、国際セクシュアリティ教育ガイダンス（ITGSE）が示す幼少期の学習目標とも重なるものである。しかし、現状の記述では、「命の大切さ、尊さ」という道徳的な情操教育の文脈にのみ位置づけられており、科学的根拠のある教育であるという位置づけが明記されていない。生と性のカリキュラムが素晴らしい取り組みであるからこそ、道徳としてではなく、国際セクシュアリティ教育ガイダンスに基づき、科学的根拠に基づいた教育として実施する旨を明記してほしい。<br>・その中で、バウンダリー（同意・境界線）の概念、すなわち「自分の身体は自分のもので、大人からの要求でも断ってよい」ということも、発達段階に応じて各教育や啓発に組み込んでいくよう要望する。                                                                                                                         | 計画書における具体的な取組について、市民への分かり易い表記に関するご意見として承りました。生と性のカリキュラムの具体的な取組においては、国際セクシュアリティ教育ガイダンスに基づいて作成はされていないものの、バウンダリーの概念をはじめ、心やかからの決定権、性的行動に関連するリスク、信頼できる大人を見つけ、助け求めることができることなど、発達段階に応じた内容でガイダンスの概念に関連した内容も取り入れながら実施しているところです。いただいたご意見については今後の取組や次期計画策定の折の参考とさせていただきます。                                   |
|    | 12 | P. 73（6-3-12）<br>性被害防止対策                                                             | ・現状、啓発・早期発見・相談体制の記載にとどまっており、被害後の対応（緊急避妊薬へのアクセス等の医療的対応、証拠保全、心理的ケア）や、県のワンストップ支援センターとの連携には触れられていない。予防・早期発見に加え、被害後対応・二次被害防止までを一連の対策として明確に位置づけ、記載していただくよう要望する。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 計画書における具体的な取組について、市民への分かり易い表記に関するご意見として承りました。性被害防止対策については、性暴力防止法の施行にあわせて、予防早期発見のみならず、被害後対応、二次被害防止の取組についても対応してまいります。いただいたご意見については今後の取組や次期計画策定の折の参考とさせていただきます。                                                                                                                                      |
| 6  | 13 | P. 81（7-3）<br>障がい児、医療的ケア児施策の充実                                                       | ・「こどもまんなか社会」の実現には、障がいや医療的ケアのある子ども・若者が成人後も地域で自分らしく生きられる視点が不可欠である。しかし現状は、18歳（学校卒業後）を迎えると、利用時間の短さや看護師配置の難しさから、受け入れ先や事業所の選択肢が極端に減り、保護者の就労継続が制限されるという大きな課題がある。さらに、子どもの成長に伴う身体的負担の増大や保護者の高齢化、家族のライフステージの変化も重なる。だからこそ、支援を「18歳まで」で区切らず、成人後も日中活動の場の充実やレスパイト支援、切れ目ない連携体制の構築などにより、本人と家族を総合的に支える施策をお願いしたい。                                                                                                                                                                                                   | 現行計画では、計画の対象に一定の年齢上限を定めず、配慮を必要とするこども、若者、家庭への支援を推進しておりますが、いわゆる「18歳の壁」問題についても認識しております。いただいたご意見は、今後の子育て施策の充実を図る上での参考とさせていただきます。                                                                                                                                                                      |
| 7  | 14 | P. 2（第1章）<br>2 計画の法的根拠と位置づけ<br>P. 127（第6章）<br>2 計画の進捗状況の把握                           | ・計画開始から2年目での見直しは異例であり、民間企業であれば重大な問題とされる事態である。<br>・本計画の進捗管理（PDCA）や事業改善は、すでに「こども・子育て会議」で了承された事項であり、市民への周知で足りるためパブコメは不要（子ども・子育て支援法第61条にも抵触しない）。<br>・指定管理者への移行などはパブコメの対象外事案であり、庁内のチェックが甘い（過去の事例でもこのようなパブコメは実施していない）。<br>・現在、令和9年度開始に向けて「まちづくり推進計画」や「教育振興基本計画」が策定中である。整合性を図る見直しであれば、令和8年10月ではなく、これらと同時期（令和9年4月スタート）に改めてパブコメを実施すべきである。<br>・「環境の変化」を理由にしながら、その具体的な事例や見直しに至る経緯・理由を示す資料が計画案やホームページに記載されておらず、応募者に対して不親切である。                                                                                | 今回の中間見直しは、教育・保育等の量の見込みにおいて、一定の基準を超える変動があった場合に計画の見直しが必要であるという国の指針に基づき、国における新たな制度の開始や、学校再編等の本市を取り巻く環境の変化により見直しの必要が生じたため令和8年度中に実施する必要が生じたものです。それに合わせ、児童館運営の今後の方針など、市の重要施策の内容を見直し案に盛り込むこととし、広く市民の皆様のご意見を伺うためにパブリックコメントを実施するものです。見直しの経緯や理由が不足しているという意見については、真摯に受け止め、今後のパブリックコメントの実施にあたっての参考とさせていただきます。 |